

学 則

東京四木教育学院

第一版 令和9年10月1日

目 次

第1章 総則
第2章 運営及び組織
第3章 修業期間・学期及び授業を行わない日
第4章 教育課程及び授業日時数
第5章 学習の評価及び修了要件
第6章 収容定員
第7章 教職員
第8章 入学、退学、休学及び卒業
第9章 費用
第10章 賞罰
第11章 健康診断
第12章 学生寮
附則

第Ⅰ章 総則

第一条（名称）

本校は、東京四木教育学院（以下「本校」という。）と称する。

第二条（所在地）

本校の所在地は、東京都葛飾区四つ木2丁目8番1号とする。

第三条（教育理念）

本校は、環境分野における企業活動を通じて社会課題の解決に取り組んできた経験を踏まえ、日本語教育を通じた社会貢献を理念とする。日本の高等教育機関への進学に必要な日本語能力の育成を中心に、日本の生活文化、社会規範及びマナーへの理解を深め、学習者が日本社会に円滑に適応できることを目指す。また、環境分野に関する学びを教育課程に取り入れ、持続可能な社会に対する理解と関心を育む。

第四条（設置者）

本校の設置者は、株式会社和円商事とする。

第五条（教育目的）

本校は、日本語を母語としない学習者に対し、日本の大学、大学院、専門学校等への進学に必要な日本語能力及び学習態度を養成するとともに、日本の社会・文化に関する基礎的知識を教授することを目的とする。あわせて、環境分野に関する基礎的な学びを通じ、将来の専門的学習につながる素養を育成する。

第六条（校長）

本校に校長を置く。校長は、法令に定める要件を満たす者のうちから、設置者が任命する。

第2章 運営及び組織

第七条（学校の運営）

本校は、教育の質の確保及び円滑な学校運営を図るため、校長の統括の下、必要な運営組織を設置する。

第八条（学校運営委員会）

1. 本校に、学校運営に関する重要事項を審議するため、学校運営委員会を置く。
2. 学校運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - （1）学校の運営方針および中長期計画に関する事項
 - （2）教育課程、教育内容および教育方法の改善に関する事項
 - （3）学則、諸規程の制定および改廃に関する事項
 - （4）自己点検・自己評価および外部評価に関する事項

- (5) 教育の質保証および内部質保証体制に関する事項
 - (6) 学生支援、学習環境および学校施設に関する事項
 - (7) その他、校長が必要と認めた事項
3. 学校運営委員会の具体的な運営方法その他必要な事項については、本学則に定めるもののほか、別に定める『学校運営委員会規程』によるものとする。

第九条（教務主任）

1. 本校に教務課程及び教務運営を統括するため、教務主任を置く。
2. 教務主任は、校長を補佐し、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 教育課程および授業運営に関する事項
 - (2) 教務委員会の運営及び調整
 - (3) 成績評価に関する教務上の調整
 - (4) その他校長が必要と認めた事項

第十条（教務委員会）

1. 本校に、教育活動の円滑な実施を図るため、教務委員会を置く。
2. 教務委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 授業運営及び時間割に関する事項
 - (2) 教育課程の実施及び改善に関する事項
 - (3) 教員間の連携および教育内容の調整
 - (4) 教員研修、授業改善その他の取り組みを通じた、教育の資質及び指導力の向上に関する事項
3. 教務委員会の具体的な運営方法その他必要な事項については、本学則に定めるもののほか、別に定める『教務委員会運営規程』によるものとする。

第十一条（成績管理委員会）

1. 本校に、学習成果の評価及び成績管理の適正性を確保するため、成績管理委員会を置く。
2. 成績管理委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 成績評価の妥当性及び公平性の確認
 - (2) 再評価の要否に関する審議
 - (3) 成績に関する異議申し立てへの対応
 - (4) 評価又は判断が困難な事案への対応
3. 成績の評価及び取り扱いは、別に定める『学習評価規程』に基づいて行うものとする。
4. 成績に関する最終的な判断は、成績管理委員会が行うものとする。

第十二条（入学選考委員会）

1. 本校に、入学者選考の公平性及び適正性を確保するため、入学選考委員会を置く。
2. 入学選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 入学者の選考に関する事項
 - (2) 入学者が、あらかじめ定める選考基準に照らし、入学時に求められる日本語能力を有しているかどうかの確認に関する事項
 - (3) 入学者の決定は、入学選考委員会の審議を経て、校長が行うものとする。

第十三条（自己点検・評価委員会）

1. 本校は、教育活動及び学校運営の改善を図るため、自己点検・評価委員会を置く。
2. 自己点検及び評価の実施方法その他必要な事項については、本学則に定めるもののほか、別に定める『自己点検評価実施要領』によるものとする。

第十四条（外部評議会）

1. 本校は、学校運営及び教育活動に関する助言を得るため、外部有識者などからなる外部評議会を置く。
2. 外部評議会は、次に掲げる分野について専門的知識又は経験を有する者のうちから、校長が委嘱する者をもって構成する。
 - （1）日本語教育に関する分野
 - （2）法務に関する分野
 - （3）経理又は財務に関する分野
 - （4）日本語教育機関を運営する専門的知識を有している者
3. 外部評議会は、次に掲げる役割を担うものとする。
 - （1）学校運営及び教育活動について、第三者の立場から専門的見地に基づく意見又は助言を行うこと。
 - （2）成績評価の基準及び方法の妥当性並びにその運用状況について、教育に関する専門的知識又は経験を有する委員の立場から、意見又は助言を行うこと。
 - （3）自己点検・自己点検及び評価の結果について確認を行い、学校運営及び教育活動の改善に資する意見又は助言を行うこと。
 - （4）校長の求めに応じ、学校運営上の重要事項について意見又は助言を行うこと。

第3章 修業期間・学期及び授業を行わない日

第十五条（修業期間）

本校の日本語教育課程の修業期間は、次の各号に掲げるコースとする。

- （1）環境を考える!進学2年コース
- （2）環境を考える!進学1年6か月コース

第十六条（入学時期）

本校の入学時期は、4月及び10月とする。

第十七条（学期）

1. 本校は次の各号に掲げる区分により、2学期制を採用する。
 - （前期）：4月1日から9月30日まで
 - （後期）：10月1日から翌3月31日まで
2. 入学した日の属する学期から在籍するものとする。

第十八条（授業を行わない日）

授業を行わない日は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 春休み、夏休み、秋休み、冬休み等、本校が定める学期休みの日
- (3) 入学式、卒業式等、本校が別に定める行事日
- (4) 災害その他やむを得ない事由により校長が必要と認めた日

第4章 教育課程及び授業日時数

第十九条（教育課程の構成）

本校の日本語教育課程は、初級、初中級、中級及び中上級に編成する。

第二十条（授業時間）

1. 本校の授業は、1時限45分とする。
2. 1日の授業は4時限とし、授業時間は180分とする。

第二十一条（授業日数）

1. 授業日は、原則として週5日、月曜日から金曜日とする。
2. ただし、学校行事や災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

第二十二条（授業時間数）

1. 本校の日本語教育課程における授業時間数は、文部科学省が定める基準に従い、適正に編成する。
2. 週の授業時間数は、原則として20時限とする。

第5章 学習の評価及び修了要件

第二十三条（学習の評価）

1. 本校は、学習者の学習成果について、試験、課題及び授業参加状況などを総合して評価する。
2. 学習成果の評価は、次の5段階区分により行う。
 - A: 優秀
 - B: 良好
 - C: 可
 - D: 再評価により合格
 - F: 不合格
3. 評価の詳細は、別に定める「学習評価規程」による。

第二十四条(修了要件)

1. 本校の日本語教育課程を修了するためには、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 出席率が85%以上であること。
 - (2) 総合判定においてF(不合格)に該当しないこと。
2. 修了判定の詳細は、別に定める「学習評価規程」による。
3. 前項の要件を満たした者に対して、修了証書を授与する。

第二十五条(修了証明書)

修了証書の交付を受けた者には、申請により、在籍期間、学習課程、評価等を明記した修了証明書を交付することができる。

第6章 収容定員

第二十六条(収容定員)

本校の日本語教育課程における課程別の収容定員は、次のとおりとする。

- (1) 環境を考える!進学2年コース …………… 60名
- (2) 環境を考える!進学1年6か月コース …… 40名

第二十七条(定員超過の禁止)

本校は、収容定員を超えて学習者を受け入れてはならない。

第二十八条(定員管理)

本校は、入学、転入学、休学及び退学等に関する学籍管理を適正に行い、収容定員を超過することのないよう管理しなければならない。

第7章 教職員

第二十九条(教職員の区分)

本校には、校長、教務主任及び日本語教員並びに事務職員その他必要な職員を置く。

第三十条(校長の職務)

校長は、本校の教育及び管理運営を統括し、日本語教育課程の管理及び教育の質の確保について責任を負う。

第三十一条(教務主任)

1. 教務主任は、校長を補佐し、教育課程の編成、授業管理及び学習者の学習状況等に関する業務を統括する。
2. 教務主任は、日本語教員を指導し、授業計画及び学習評価が適切に実施されるよう管理する。

第三十二条（日本語教員）

日本語教員は、教育課程に基づき日本語教育を行い、学習者の学習指導及び学習評価を適切に実施する。

第三十三条（事務職員等）

事務職員その他の職員は、学籍、入学、出欠、証明書発行その他の事務を担当し、校長及び教務主任を補佐する。

第8章 入学、退学、転学、休学及び卒業

第三十四条（入学）

1. 本校への入学を希望する者は、所定の入学手続きを行い、本校が実施する入学試験に合格し、校長の許可を受けなければならない。
2. 前項の選考は、筆記試験と面接、その他本校が定める方法により行う。
3. 入学時期、選考方法及び入学手続きに必要な事項は別に定めるところによる。

第三十五条（退学）

1. 学習者が自ら退学を希望する場合は、本人または保証人の申請により、校長の許可を受けて退学することができる。
2. 本校は学習者が次の各号のいずれかに該当する場合には、退学を命ずることができる。
 - （1） 正当な理由なく欠席が続き、学業を継続する意思が認められないとき
 - （2） 本校の規定などに違反し、改善の見込みがないと認められたとき
 - （3） その他、学習を継続することが困難であると校長が認めたとき

第三十六条（転学）

学習者は、災害等により本学での就学を継続することが困難となった場合等、正当な理由により転学を希望する場合、校長の許可を受け、転学することができる。その際、転学に関する協定書に基づき必要な手続きを行わなければならない。

第三十七条（休学）

1. 休学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、校長の許可を得て認めるものとする。
 - （1） 病気又は負傷により、長期の療養を必要とするとき
 - （2） 災害、事故その他やむを得ない事由があるとき
 - （3） 家族の事情などにより、長期の看護又は介護を要するとき
 - （4） その他、校長が特に必要と認めたとき
2. 休学の期間は最大六カ月以内とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、校長の許可により延長することができる。
3. 休学期間中は、原則授業を受けることができない。

第三十八条（卒業）

本校の日本語教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第9章 費用

第三十九条（費用の区分）

本校が徴収する費用は、次のとおりとする。

- （1）選考料
- （2）入学金
- （3）授業料
- （4）教材費
- （5）設備費
- （6）施設費
- （7）課外活動費
- （8）健康管理費

第四十条（費用の納入及び金額）

1. 選考料は、入学選考の出願時に納入しなければならない。
2. 入学金、授業料及びその他の費用は、別に定める期日までに、年額納入しなければならない。

3. 課程別の費用一覧は以下の通りである。

■環境を考える!進学2年コース

	費用項目	金額	備考
初年度	1) 選考料	30,000 円	
	2) 入学金	60,000 円	
	3) 授業料	700,000 円	
	4) 教材費	60,000 円	
	5) 設備費	30,000 円	
	6) 施設費	30,000 円	
	7) 課外活動費	20,000 円	
	8) 健康管理費	10,000 円	
	初年度合計	940,000 円	
次年度	3) 授業料	700,000 円	
	4) 教材費	60,000 円	
	5) 設備費	30,000 円	
	6) 施設費	30,000 円	
	7) 課外活動費	20,000 円	
	8) 健康管理費	10,000 円	
	合 計	850,000 円	
総合計		1790,000 円	

■環境を考える!進学1年6か月コース

	費用項目	金額	備考
初年度	1) 選考料	30,000 円	
	2) 入学金	60,000 円	
	3) 授業料	700,000 円	
	4) 教材費	60,000 円	
	5) 設備費	30,000 円	
	6) 施設費	30,000 円	
	7) 課外活動費	20,000 円	
	8) 健康管理費	10,000 円	
	初年度合計	940,000 円	
次年度	3) 授業料	350,000 円	
	4) 教材費	30,000 円	
	5) 設備費	15,000 円	
	6) 施設費	15,000 円	
	7) 課外活動費	20,000 円	
	8) 健康管理費	10,000 円	
	合 計	440,000 円	
総合計		1380,000 円	

第四十一条（費用の返還）

1. 選考料及び入学金は返還しない。
2. 授業料その他の費用は、学費比例により返還する。
但し、既に開始した学期については返還しない。
2. 疾病、災害その他やむを得ない理由により、学習継続が不可能と校長が認めた場合には、未受講期間に応じて返還することができる。

第10章 賞罰

第四十二条（表彰）

1. 本校は、在学中において学業成績、出席状況、生活態度その他の面で特に優秀な者に対し、表彰することができる。
2. 表彰の種類、基準及び対象者の選考については、表彰委員会の議を経て校長が決定する。
3. 表彰委員会の組織、基準及びその他必要な事項は、別に定めるところによる。

第四十三条（懲戒処分）

1. 本校は、学習者が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分を科すことができる。
 - (1) 本校の規程、法令又は社会秩序に違反したとき
 - (2) 他者に危害を加え、または著しく迷惑を及ぼしたとき
 - (3) 学習者としての本分に反する行為を行ったとき
 - (4) その他、校長が懲戒の必要があると認めたとき
2. 懲戒処分は、次の各号とし、その選択及び程度は行為の内容に応じて決定するものとする。
 - (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
3. 懲戒処分は、学校運営委員会の議を経て、校長が決定する。

第11章 健康診断

第四十四条（健康診断）

1. 本校は、学習者の健康保持及び安全な教育環境の確保のため、入学前又は在学中に健康診断を受けさせ、またはその結果を提出させることができる。
2. 前項の健康診断結果により、教育又は生活に支障があると認められる場合には、入学を延期し、または必要な指導・措置を行うことができる。
3. 健康診断の内容、方法及び費用負担については、別に定めるところによる。
4. 感染症の予防等に必要の場合には、検査項目を追加することができる。

第 12 章 学生寮

第四十五条（学生寮）

本校は、学生寮を設置しない。

附則

1. 本学則は、令和9年10月1日から施行する。
2. 本校は、本学則に基づき、必要な規程を別に定めることができる。
3. 別に定める規程は、本学則を補完するものであり、本学則に優越するものではない。
4. 本学則の改廃は、学校運営委員会の承認を得た上で校長が行う。
5. 本校は、本学則の変更その他文部科学省令により定められた事項について、所定の手続きに従い、所管行政庁に報告又は届出を行う。